

# 都市計画道路見直しに伴う都市計画道路区域内における建築許可基準の緩和について

都市計画道路見直しに伴い、都市計画法第54条第1項第3号の緩和を実施します。  
 (現行の建築制限)

許可できる建築物

- ① 2階以下で地下がないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- ③ 容易に除去又は移転できること。

表 都市計画法第53条の建築許可における制限緩和

継続候補路線		検討対象路線	廃止候補路線 現道に合わせ縮小する路線
整備優先度の高い区間	整備優先度の高い区間に該当しない区間		
階数が2以下 (地階を有しないこと)	原則: 階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例: 階数が3以下 (地階を有しないこと)	原則: 階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例: 階数が3以下 (地階を有しないこと)	制限なし (構造上の制限もありません)

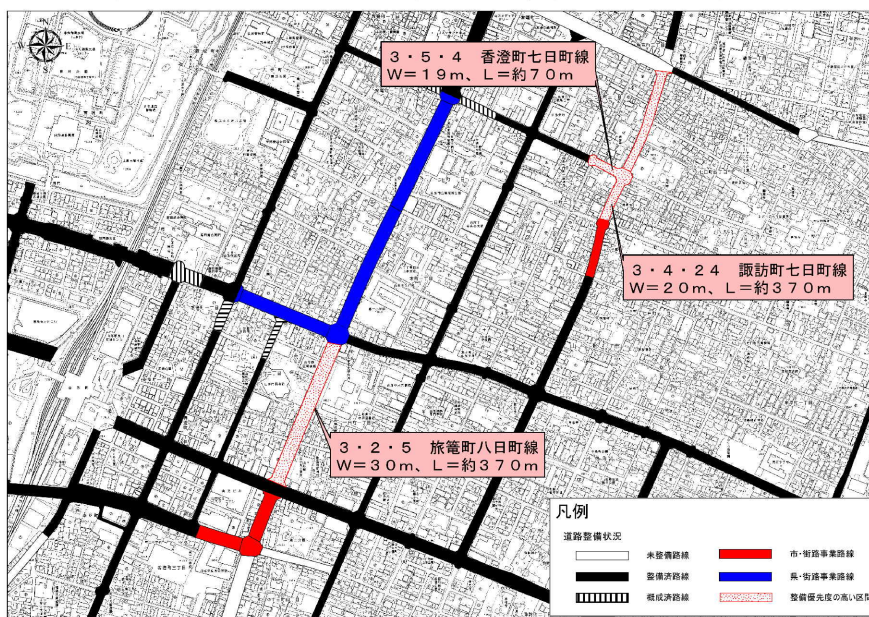
: 制限緩和の対象

※新規候補路線、拡幅候補路線については、都市計画決定されるまでは建築制限がかからない。  
 ※幅員縮小候補路線のうち現道に合わせ縮小する路線以外の路線については、現在の都市計画決定の範囲内は制限がかかるが、制限緩和の対象とする。

## 【整備優先度の高い区間】 (令和2年5月一部改正)

整備優先度の高い区間とは、都市計画道路の事業認可<sup>※7</sup>など事業化に向けた手続きを進めている区間であり、具体的な路線名を以下に示します。なお、今後事業化に向けた手続きが進められる区間は、随時「整備優先度の高い区間」に追加されます。

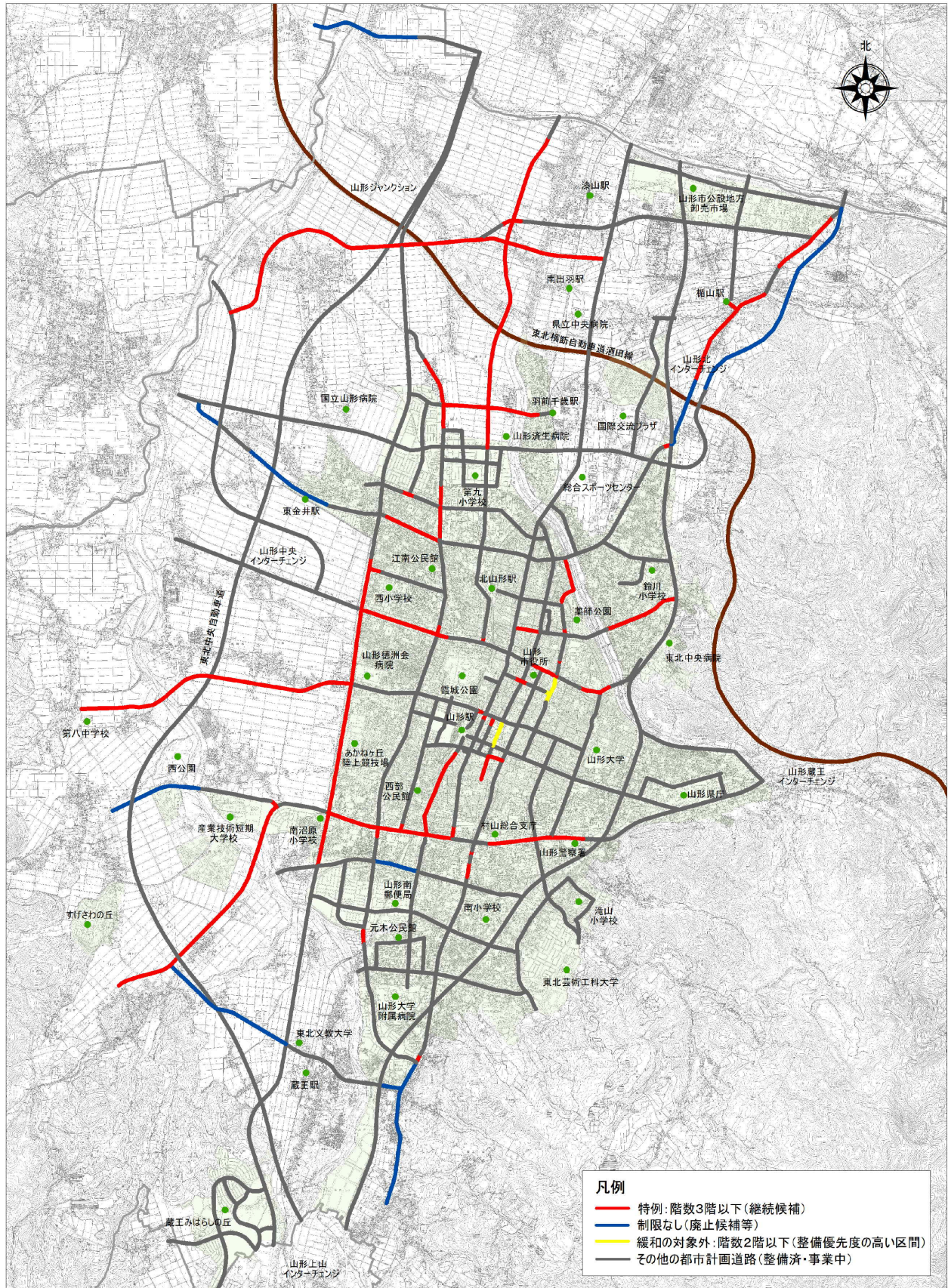
- 旅籠町八日町線
- 諏訪町七日町線
- 香澄町七日町線



※7 事業認可：都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、都市計画法第59条の規定により施行者が認可権者より受ける認可。都市計画事業は、事業認可を受け事業を進めていくこととなり、原則として市町が県知事の認可を受けて施行するが(同条第1項)、市町が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、県が国土交通大臣の認可を受けて施行することができる。(同条第2項)。



# 建築許可基準の緩和区間



(令和2年5月一部改正)